

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

証 拠 説 明 書 (2)

令和4年6月30日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村



弁護士 瀬 川



弁護士 小 林 貴 樹



上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号 番号	標 目	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲127 の1	電子メール	写し 平成24年 12月19 日	経済産業省 職員 [redacted]	・AG合意を受けて経済産業省が策定した国内規制にかかる政省令等案の内容。 ・政省令等案は、(一部意図

					的に翻訳していない箇所を除き) AGの噴霧乾燥器の規制要件を和訳したものであること。 ・国内規制の「殺菌」は、AGの「disinfected」を翻訳したものであること。
甲127の2	噴霧乾燥機の規制にかかる政省令等案	写し	平成24年12月19日ころ	経済産業省	・甲127の1の電子メールに添付されたファイルの内容。 ・AG合意を受けて経済産業省が策定した国内規制にかかる政省令等案の内容。 ・政省令等案の文言中、「水分蒸発量」及び「平均粒子径」に関する解釈案が示された一方で滅菌・殺菌に関しては何ら解釈が示されなかったこと。 ・立法段階において、経済産業省が、滅菌・殺菌に関する解釈を事業者に示していなかったこと。
甲128	電子メール	写し	平成24年3月9日	経済産業省職員 ■■■■■	・AGの規制要件の検討にあたり、経済産業省が他国に対し、規制対象を蒸気滅菌をすることができる噴霧乾燥器に限定する必要があるかについて見解を求めたのに対し、寄せられた他国の意見の内容。 ・デンマークは、蒸気滅菌に限定すべきでない理由として、「乾燥滅菌(蒸気滅菌の反対)は微生物を最低限10g/6の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるため」と回答したこと。 ・A国は、噴霧乾燥器の規制要件をクロスフローろ過器の規制要件と同一にすべき旨を回答したこと。

甲129 の1	電子メール	写し	平成24年 3月13日	経済産業省 職員 ■■■ ■■■	<p>・AGの規制要件の検討にあたり、経済産業省が他国に対し、規制対象を蒸気滅菌をすることができる噴霧乾燥器に限定する必要があるかについて見解を求めたのに対し、寄せられた他国の意見の内容。</p> <p>・アメリカは、①AGリストには、「蒸気滅菌」（遠心分離機および凍結乾燥器）とされている機器と、「定置の状態で蒸気滅菌または殺菌」（クロスフローろ過機器）とされている機器がある、②各装置の特性によって殺菌方法がどのように決まるかを理解することが重要である、③噴霧乾燥器の場合、蒸気滅菌可能な装置がほとんど販売されていない一方で、内部を薬液消毒するシステムが1990年代に軍用に用いられていた、旨を回答したこと。</p>
甲129 の2	訳文	写し	令和4年 6月30日	原告ら訴訟 代理人弁護士	甲129の1の訳文。
甲130	輸出規制品目リストの日-EU 対比表に関する CISTEC ジャーナル記事	写し	平成28年 7月ころ	CISTEC	<p>・CISTECによる「輸出規制品目リストの日-EU対比表」の作成経緯及び目的。</p> <p>・同リストが経済産業省のチェックを受けているものであること。</p>
甲131 の1	CISTEC のホームページ（輸出規制品目リスト 日-EU 対比表の掲載箇所）	写し	令和3年 12月22 日	CISTEC	<p>・CISTECのホームページには、2015年以降、「輸出規制品目リストの日-EU対比表」が掲載されていること。</p> <p>・当該対比表において、EU規制が貨物等省令の規制内容と「厳密に」一致しないと判断される規制要件には「(要)」のマークを付するものとされていること。</p>

甲131の2	2015年度版「輸出規制品目リストの日-EU対比表」の抜粋（3の2項 生物兵器を抜粋したもの）	写し	平成28年ころ	CISTEC	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年度版「輸出規制品目リストの日-EU対比表」において、クロスフローろ過器及び噴霧乾燥器の規制要件について、EU規制と貨物等規制との間に差異はないと判断されていること。 ・経済産業省は、クロスフローろ過器及び噴霧乾燥器の規制要件について、EU規制と貨物等規制が同一のものと判断していること。
甲132の1	電子メール	写し	平成28年6月24日	原告島田	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年ころ、噴霧乾燥器の規制を強化する動きが欧米各国よりあったこと。 ・この動きを受けて、経済産業省は、CISTECを介して、原告会社に対し、噴霧乾燥器に関する質問を向けたこと。
甲132の2	噴霧乾燥器についての質問と題する書面及びその附属書類	写し	平成28年5月27日	CISTEC 職員 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・甲132の1の電子メールに添付されたファイルの内容。 ・平成28年5月、経済産業省がCISTECを介し、原告会社に対し「内部の滅菌・殺菌が出来る装置とはどのような設計仕様のものと考えられますか」と質問したこと。 ・平成28年5月当時、経済産業省は「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈について、確固たる解釈を有していなかったこと。 ・CISTECは、平成28年5月ころ、輸出品目ガイドンスのうち噴霧乾燥器について、「病原性微生物を扱う装置の特徴」の記載を訂正し、「該当品と非該当品の線引きを行う記載を追記する改訂を行いたい」と考えていたこと。 ・当該ガイドンスの記載部

					分に、曝露防止構造を有している機器が規制対象である旨が明記されていたこと。 ・ 上記検討の結果、当該記載は修正されることなく、現在も残されていること。 (甲6を合わせてご参照)
甲133 の1	写真	写し	令和2年 ころ	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・ 本件各噴霧乾燥器の実物を観察すれば、乾燥室測定口の存在が、乾燥室内部からも外部からも直ちに把握することができること。 ・ 本件噴霧乾燥器1の乾燥室測定口が、乾燥室外側に対して下から上に向かって細長く伸びており、かつ、袋小路のような構造となっていること。 ・ 本件噴霧乾燥器1の乾燥室測定口に、パッキンが存在すること等。
甲133 の2	写真	写し	令和2年 ころ	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・ 同上。
甲133 の3	写真	写し	令和2年 ころ	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・ 同上。
甲133 の4	写真	写し	令和2年 ころ	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・ 同上。
甲134 の1	写真	写し	令和2年 ころ	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・ 本件噴霧乾燥器2の乾燥室測定口が、乾燥室外側に対して下から上に向かって細長く伸びており、かつ、袋小路のような構造となっていること。 ・ 本件噴霧乾燥器2の乾燥室測定口に、パッキンが存在すること等。

甲134 の2	写真	写し	令和2年 ころ	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・同上。
甲134 の3	写真	写し	令和2年 ころ	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・同上。
甲134 の4	写真	写し	令和2年 ころ	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・同上。
甲135	見積用フローシート (本件噴霧乾燥器 1について)	写し	平成27年 7月8日	原告会社	<ul style="list-style-type: none"> ・本件噴霧乾燥器1の見積用フローシート上において、乾燥室測定口が「PI」という記号で記載されていたこと。 ・本件噴霧乾燥器1の乾燥室において「PI」以外の記号が存在しないこと等。
甲136	見積用フローシート (本件噴霧乾燥器 2について)	写し	平成29年 2月20日	原告会社	<ul style="list-style-type: none"> ・本件噴霧乾燥器2の見積用フローシート上において、乾燥室測定口が「TE」という記号で記載されていたこと。 ・本件噴霧乾燥器2の乾燥室において「TE」以外の記号が存在しないこと等。
甲137	「PFD・P&IDの記号」 と題する資料	写し	平成元年 5月10日	原告会社	<ul style="list-style-type: none"> ・本件噴霧乾燥器1の見積用フローシート上の「PI」の記号が、「圧力指示」に関する計器(圧力計)を意味すること。 ・本件噴霧乾燥器2の見積用フローシート上の「TE」の記号が、「温度検出」に関する計器(温度計)を意味すること等。
甲138	「配線計装図をす ばやくわかる -P& IDの読み方」と題す る画面出力物	写し	令和4年 6月17日	原告ら訴訟 代理人弁護 士	・フローシート上の「PI」「TE」の記号の定義が、インターネット上でも検索可能であること等。

甲139	「カタログ検索結果」と題する画面出力物	写し	令和4年 6月28日	原告ら訴訟 代理人弁護士	・大腸菌が、インターネット等を通じて購入可能であったこと等。
甲140	判批（判例タイムズ No704. 200頁）	写し	平成元年 10月1日	株式会社判 例タイムズ 社	・供述していないことを調書に記載したり、原供述と趣旨を違えて録取することが許されないこと等。 ・そのような行為が国家賠償法上違法となること等。
甲141 の1	電子メール	写し	平成31年 4月25日	■■■■■	・■■■■■警部補が原告島田に対して、原告大川原の発言につき虚偽の事実を述べたこと等。 ・原告会社従業員らが、弁護士を通じて、捜査の不当性を外事一課員■■■■■氏に訴えていたこと等。
甲141 の2	電子メール	写し	平成31年 4月28日	弁護士高田 剛	・同上。
甲142	電子メール	写し	平成31年 1月16日	相嶋 静夫	・警視庁公安部が取調べにおいて「殺菌」を広い意味で使用していたこと。 ・警視庁公安部が取調べにおいて用いた「殺菌」の意義は、殺菌の「字句」を「独り歩き」させたものであること。 ・警視庁公安部が取調べにおいて殺菌を一般用語としての殺菌の意味で用いていたこと等。
甲143	被疑者ノート（抜 粋）	写し	平成元年 3月～4月 頃	原告島田	・警視庁公安部が取調べにおいて何らかの菌がある程度死ねば「殺菌」に該当するとの解釈を示していたこと等。 ・原告島田に対する■■■■■警部補の取調べの状況等。

以上